

# 9 章

## 計画の推進体制

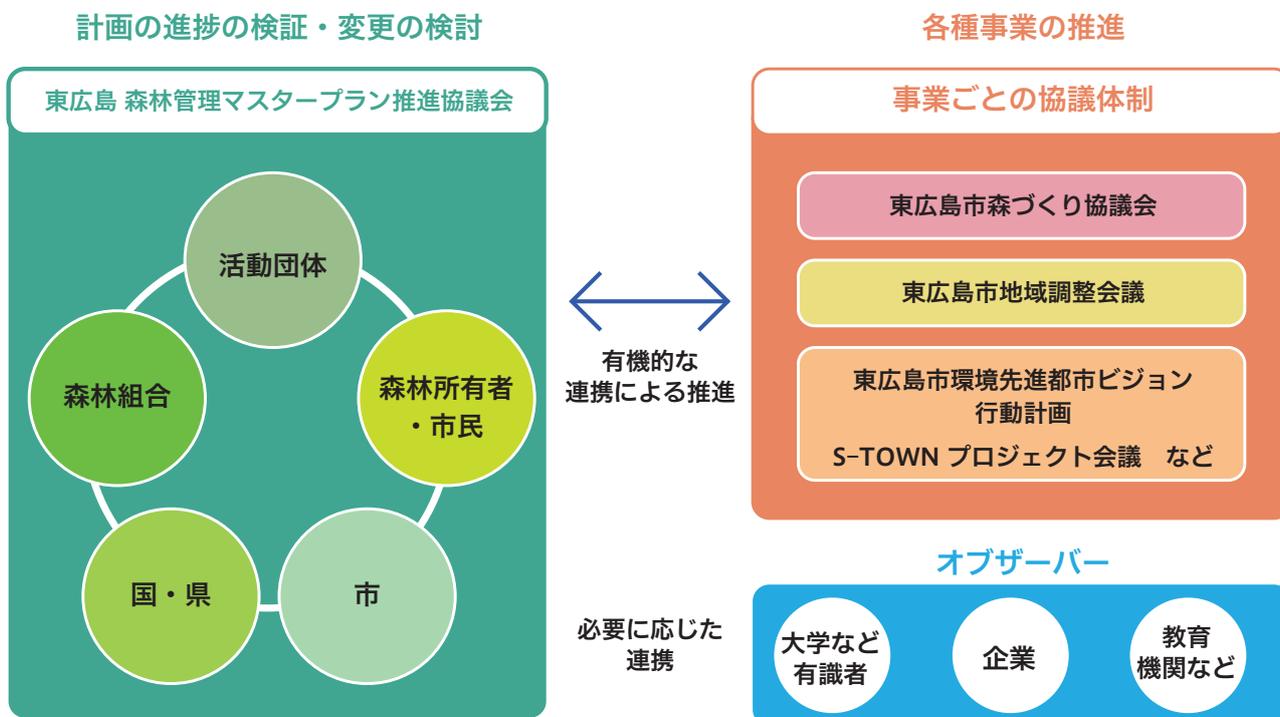


「未来につながる森づくり」を長期的な目線で継続的に進めていくには、行政と森林所有者、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、市民・地域がそれぞれの役割を果たしながら、とともに取り組むことが必要です。

## 1 計画実現に向けた関係者の役割

関係者	役割
森林所有者	所有する森林に関心を持ち、自ら所有する森林の適切な整備・保全を行うよう努めます
森林・林業・木材産業関係者など	基本理念に沿い、森林施業や森林及びその土地を利用する活動を行う場合は森林の様々な機能を確保するよう十分配慮します
市民	地域森林の有する多面的機能について理解を深めるとともに、木材の利用や、地域の森林づくりに参加するよう努めます
行政	森林の現況や住民の要請を踏まえ、地域の特性を生かした、多面的機能の発揮を促進するための森林整備を行うとともに計画的な利用と地域林業及び産業の振興を図ります。また、地域の林業関係者をはじめとした関係者と連携し、地域の自主的な取組を支援します。

### 計画の推進体制



## 2 計画の広報啓発

計画の実現を目指し、市民・地域に対し、ホームページ、SNSなど、広く多様な媒体による情報発信の推進を行います。

## 3 計画の推進体制

森林・林業関係部署にとどまらず、環境・教育・観光・産業など、異なる役割を持った様々な部署との有機的な連携の強化を図ります。

## 4 計画の進行管理

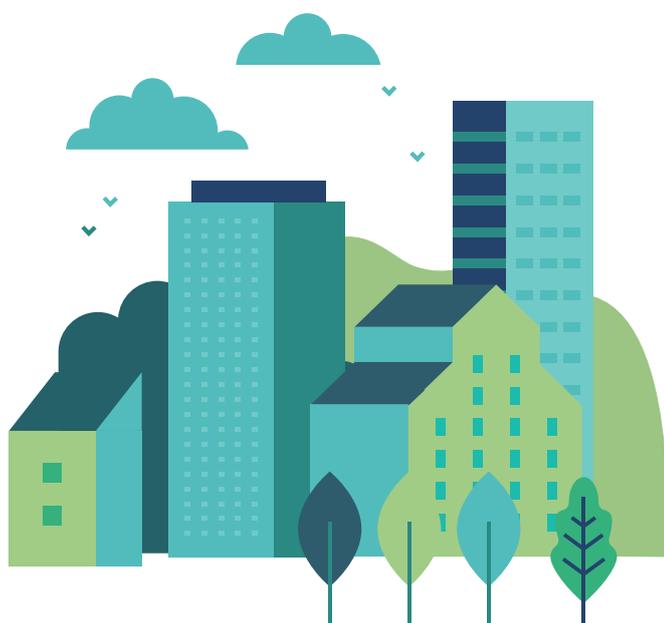
基本理念に掲げる「持続的な管理と活用により多面的機能が発揮されている森林」を目指すために、各基本方針に対して設定した評価項目に基づき、定期的に検証を行います。

森林の管理や経営には、長期的な視点が必要な一方で、変化の激しい社会情勢に柔軟に対応していく必要があります。そのため、本マスタープランは、特に期間を定めず長期的な視点としますが、本計画の進捗状況は「東広島市森林管理マスタープラン推進協議会」を通して必要に応じ、見直しを行います。



# 10 章

## 用語集



用語	解説
<b>あ行</b>	
アイオーティ IoTセンサーカメラ	インターネット経由で遠隔監視できるカメラで、赤外線センサーなどが付いたもの。
いよくのうりよく 意欲と能力のある りんぎょうけいいしや 林業経営者	自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産などの林業生産活動を行っている林業経営体のうち、一定の要件を満たし県の林業経営者名簿に登録された者。 「意欲と能力のある林業経営者」として登録された林業経営体は、法に基づき森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町が再委託する林業経営体の候補となることができる。
うえつけ 植付	木を植えることであり、植栽・植林とも呼ばれる。伐採した跡地や無立木地に、苗木の植え付け、種子のまき付け、挿し木などをして森林にまで育てること。
ウッドデザイン賞	木のある豊かな暮らしが普及・発展し、日々の生活や社会が彩られ、木材利用が進むことを目的とし、木の良さや価値を再発見できる製品や取組について、特に優れたものを消費者目線で評価し、表彰する顕彰制度。
エスディージーズ SDGs	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のこと。平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能な社会形成を目指す国際的な目標。
えだう 枝打ち	節のない材を生産するため、樹木の育成過程において下方の不要な枝を切り落とすこと。無節の幹材を得るためには下枝を計画的に切って、死節などができるのを防ぐ。枝打ち季節は樹木の成長休止期（秋～冬）がよい。
おんしつこうか 温室効果ガス	地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）などがある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。
<b>か行</b>	
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量などを環境価値化した「J-クレジット」などを購入することなどにより相殺（オフセット）すること。
がいざい 外材	日本に輸入される木材の通称。輸入材は米材、南洋材、北洋材、その他に大別される。米材にはカナダ産のものも含まれ、針葉樹が主である。南洋材はラワン材を主としてマレーシア、パプアニューギニアなどから広葉樹が輸入されている。北洋材はロシア極東地域からのエゾマツ、トドマツを主とした針葉樹である。
かいばつ 皆伐	林木の一定のまとまりを一時に全部又は大部分伐採すること。
かくだいぞうりん 拡大造林	天然林を伐採した跡地、原野などにスギ・ヒノキなどの人工造林を行うこと。増大する木材需要にこたえるため、昭和32（1957）年から昭和35（1960）年代後半にかけて強く推進された。
かこうがん 花崗岩	石英とカリ長石を主成分とする粗粒な火成岩のこと。一般には黒雲母または白雲母、あるいは両方を含む。風化しやすい特徴を持っており、風化した花崗岩の粒が堆積したものは「マサ土」と呼ばれ、これが原因で山地災害が発生することがある。
かそうしょくせい 下層植生	森林において上木に対する下木（低木）、及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。上層木とともに、その地域に特徴的な植生を示しその土地の環境を知る上での指標となり得る。
かつしよくしんりんど 褐色森林土	森林下に分布している火山灰の影響の少ない山地・丘陵地に分布する褐色あるいは黄褐色の次表層をもつ土壌。山地、丘陵地に広く分布するほか、北海道・東北地方では洪積台地にも分布している。関東、東山地域にはやや少ないがその他は全国的に分布しており、とくに近畿以西に多く見られる。
かんばつ 間伐	樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残った木の成長を促進する作業。樹木が混み合った森林では、間伐することで林床に光を入れて林床の植物の生育を促し、土壌保全や土砂災害防止などの機能を高める目的で実施される。定性間伐（林冠の優劣や幹の欠点などにより、あらかじめどのような形質の木を伐るべきかを決めておく間伐法）や定量間伐（どれだけの量（材積あるいは本数）を伐るかをあらかじめ決めておく間伐法）、列状間伐（選木基準を定めずに単純に機械的に間伐する方法）がある。

用語	解説
きぎょう もり 企業の森	企業や労働組合などの皆様にCSR（企業の社会的責任）や社会・環境貢献活動、また地域との交流活動の一環として、県内の森林環境保全に様々なかたちで取り組んでいただく事業を総称するもの。
き 木づかい	日本の木で建物を建てたり、木製品を身近に利用したりすること。国産材の積極的な利用により日本の森林を活性化させ、環境保全を推進することを目的としており、国民運動「木づかい運動」として、平成17（2005）年度から林野庁が推進している。
き えき 木の駅	林家などが自ら間伐を行って、軽トラックなどで材を運び出し、一般には地域住民やNPOなどで構成される実行委員会が地域通貨で買い取り（東広島市では振り込み）、チップ原料やバイオマス燃料などとして販売する取組のこと。森林整備の促進と地域経済の活性化を目的としている。
きょうどかんぼう 強度間伐	森林の機能が十分に発揮できていない森林において、通常の間伐による管理よりも目標とする森林の機能をより早く目指す際に実施される間伐。本数間伐率（間伐木のサイズに関わらず、本数で間伐率を決める方法）で40%以上の強い間伐を行うこと。
きょうゆうりん 共有林	複数の人で共有している山林。共同出資で購入したり、遺産相続したものを共有にしたりした場合もあるが、その多くはかつて部落有林であったものを共有林としているもので、この場合は部落有林としての性格を受継ぎ、実態としては一定地域の住民の共同利用地となっているものが多い。
きんぼう 禁伐	樹木の伐採を禁止すること。
けいはいかんり 経営管理	森林について自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。
けいはいかんりけん 経営管理権	森林について森林所有者が行うべき自然的・経済的・社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採など」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。））を収受するとともに、販売収益から伐採などに要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む）を実施するための権利をいう。
けいはんりん 溪畔林	水域（溪流）と陸域（植生）が直接に影響を及ぼし合っている場所に成立する森林（溪流を含むと溪畔域）。
げんぼく 原木	製材、合板、パルプなどの原材料として用いられる丸太（丸太に近い加工された木材を含む）。
けんゆうりん 県有林	森林所有形態の1つ。地方公共団体のうち県が所有する森林。
げんせいりん 原生林	天然（自然）のままて人手の加えられていない森林。原始林ともいう。奈良県の春日原生林のように希少価値の高いものがあり、天然記念物に指定されているものもある。
こうえきてきまのう 公益的機能	森林の有する多面的機能のうち、木材等生産機能を除いた社会全体への利益となる森林の機能のこと。土が流れ出たり、山が崩れることを防ぐ「山地災害防止・土壌保全機能」や、土壌が降った雨を保って一度に水が流れ出ることを防ぐ「水源涵養機能」、人と自然のふれあいの場を形成する「保健・レクリエーション機能」などがある。
こうゆうりん 公有林	公共団体の所有する森林。都道府県有林、市町村有林、財産区有林、部落有林などをいう。私有林、国有林に対する語。
こうしん 更新	伐採などにより樹木などが無くなった箇所に、植林を行うことや自然に落ちた種子からの発芽などにより森林の世代が変わること。 森林の伐採後、その森林内にもともと存在した若い樹木や自然に落下した種子などから樹木を定着させ、森林の再生（更新）を図る方法を天然更新という。
こくさんざい 国産材	自国から産出される木材。輸入材（外材）に対する語。
こくさん にんしょうせいど 国産ジビエ認証制度	消費者がジビエを安全・安心に食することができるように平成30（2018）年に農林水産省により制定された認証制度のこと。厚生労働省のガイドラインに基づいた適切な衛生管理を行う施設を認証している。
こくどほぜんきのう 国土保全機能	森林の公益的機能の1つ。土砂崩壊防止、土砂流出防止、なだれ防止、流水防止機能などを総称し、国土保全機能としている。山地災害防止機能ともいう。他の森林の公益的機能としては、水資源涵養機能、生活環境保全機能、保健文化機能がある。
こしぼく 枯死木	枯れた樹木のこと。

用語	解説
<b>さ行</b>	
ざいさんく 財産区	市町村の一部地域（住民）が、山林、墓地、ため池、宅地、原野などの特定の財産または用水路、公民館などの公の施設を保有する場合、それを管理するために設けられる法人格を持った特別地方公共団体のこと。
ざいさんくゆうりん 財産区有林	市町村及び特別区の一部で財産を所有する特別地方公共団体を財産区というが、合併前の旧市町村単位で山林を経営する場合が多い。これを財産区有林といい、公有林に区分されている。
ざいせき 材積	胸高直径3cm以上の立木の幹材積。単位はm <sup>3</sup> とし、単位未満を四捨五入して記載する。
さいぞうりん 再造林	人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。
さんちさいがいきけんちく 山地災害危険地区	全国における山地災害発生状況から、地形や地質、植生状況などの条件により、統計的に森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出などの危険が高いと考えられる場所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きい地区を示したもの。
ざつぼく 雑木	広葉樹材を意味する流通用語。
さんちさいがいぼうしきのう 山地災害防止機能	土砂の崩壊、流出などを抑制することにより、山地の荒廃化を防ぎ、森林が発生源となる災害の発生を防ぐ働き。
さんぶくほうかい 山腹崩壊	山腹とは山の頂上と麓との間の部分を指し、山腹の斜面などが崩壊すること。
シーエスアールかつどう CSR活動	企業が社会的責任（Corporate Social Responsibility）を果たす活動。企業が事業活動のなかで、自社の利益のみを優先するのではなく、人権に配慮した雇用や労働条件、消費者保護、環境配慮、地域貢献など、顧客や従業員、取引先や地域社会など様々な利害関係者（ステークホルダー）の利益も重視し、経済的、社会的、環境的に持続可能な企業活動を行うこと。活動するだけでなく、活動内容を利害関係者に説明する責任を果たすことも含まれる。 企業の多くが取り組んでいるCSR活動に「環境保護」が挙げられ、環境汚染の防止（工場から出る排煙や汚水を減らす取組など）や生物の保護、植林活動などがある。
ジェー J-クレジット	国内で実施される温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を、環境省が認証する制度に基づいて発行されるオフセット・クレジットのこと。カーボン・オフセットなどに活用が可能で、市場における流通が可能となり、金銭的な価値を持つ。
しぜんほいく 自然保育	自然などの地域資源を活かして子供たちの自然体験活動による教育や保育のこと。
したがり 下刈り	植えた木の成長を促すため、雑草木を刈払い、光・風が通り、根が張れる環境をつくる作業。植えた木が雑草木より大きくなるまでの5～6年の間で、雑草木の成長が盛んになる7月～8月の間に行われることが一般的である。
しちょうそんしんりんせいびけいかく 市町村森林整備計画	市町村が、地域の実情に即して、間伐、保育などの森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成などの森林整備の条件整備に関する事項について、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに10年を1期として樹立する計画（森林法第10条の5）。
しばつりんぎょう 自伐林業	森林所有者自らが自家伐採する形態の林業。
ジビエ	フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと。
しゅうりん 私有林	森林の所有区分の1つで、個人、会社・社社など法人で所有する森林をいう。
じゅしどうがびょう 樹脂胴枯れ病	多くのヒノキ科の幼齢木や壮齢木の枝先など齢の低い部位に発生する病気。樹皮に壊死病斑が形成され、樹脂を流出するほか、枝枯、葉枯症状を呈することも多い。材内に小さなシミが多数できるほか、激害木では葉枯、枝枯によって成長が著しく悪くなる。薬剤防除も可能であるが、伝染距離が短いので伝染源の除去、病枝の剪定、伝染源のそばに植栽しないことが有効な防除法である。林地ではヒノキの成木あるいは自生のネズミサシ、苗畑では生け垣が伝染源となる。
じゅしゅ 樹種	スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ、クロマツ）、クヌギなどの樹木の種類。クヌギ以外の広葉樹は‘ザツ’と表記される。
しゅばつ 主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成を伴う。
じゅれい 樹齢	樹木の種子が芽生えてから経過した年数。
じょうはつさん 蒸発散	植物から大気へ放出される水蒸気のことであり、蒸発と蒸散を組み合わせた言葉。

用語	解説
じょうそうぼく 上層木	優勢木とも呼ばれ、林冠の上層をなす木のこと。
しょくせい 植生	ある地域に生育している植物体の総称。
じよばつ 除伐	育成の対象となる樹木の育成を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。
しよゆうけいたい 所有形態	森林が、個人所有林のほか、県有林、市町村有林、集落有林、財産区有林などのいずれに該当するかを区分するもの。
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。
しんこうこんこうりん 針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じりあった森林。公益的機能の更なる発揮を目指す際に針葉樹林を針広混交林に誘導する場合がある。
じんこうりん 人工林	人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林。天然（自然）林に対する語。一般的には人工造林による森林を指すことが多く、日本では植栽による造林が一般的なもので、植栽林と同じに使われる。広島県ではスギ・ヒノキの人工林が一般的である。
しんたんりん 薪炭林	薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。ぼう芽によって更新され、伐期は短い。
しんようじゆ 針葉樹	樹木を葉の形態で分類した名称で、広葉樹に対する語。スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど、細かくとがった葉を持った樹木。イチヨウは葉が扁平型をしているが針葉樹。常緑樹と落葉樹に大分される。針葉樹を主体として構成される森林を「針葉樹林」という。
しんりんかんきょうじよよぜい 森林環境譲与税	森林現場の課題に早期に対応する観点から、「森林経営管理制度」の導入に合わせて令和元年（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される譲与税。
しんりんかんきょうぜい 森林環境税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設された税制。個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収される。
しんりんかんきょうきょういく 森林環境教育	人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている現代において、森林内での様々な体験活動などを通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関係を深めるもの。
しんりんくみあい 森林組合	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。森林経営に関する指導、森林の施業または経営の受託、森林経営の信託の引受け、森林の保護に関する事業などを行う。
しんりんけいえいかんりせいで 森林経営管理制度	平成31（2019）年4月1日に施行された、森林経営管理法に基づき行われる森林管理の制度。間伐などの手入れがなされていない人工林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり、自ら管理することが難しい森林所有者と意欲と能力のある林業経営体をつなぎ、林業の成長産業化と適切な森林管理を推進する制度。
しんりんけいえいかんりほふ 森林経営管理法	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定するなどの措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とした法律。
しんりんけいえいけいかく 森林経営計画	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としている。
しんりんけいかくせいで 森林計画制度	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的な機能が十分に発揮されるよう森林の施業を計画的かつ理行的に行うための制度に適正な森林施業の実施を確保するため、森林法など関係法律に基づいて全国の森林について「全国森林計画」が樹立される。民有林で「地域森林計画」が樹立されるほか、市町村が樹立する「市町村森林整備計画」、個々の森林に対する計画として「森林経営計画」の制度が設けられている。
しんりん 森林サービス産業	健康・観光・教育などの様々な分野が、森林空間と組み合わせることにより創出される、森林空間利用に係る新たなサービス産業。
しんりんさぎょうどう 森林作業道	林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。

用語	解説
しんりんしょゆうしゃ 森林所有者	権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
しんりんせいめいげんそく 森林声明原則	正式名称：「全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明」 平成4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された文書のひとつで、15項目からなる森林問題に関する最初の世界的合意。森林に対する各国の主権の確認、森林の保全・回復及び持続可能な経営の実施に向けて各国は努力し、国際社会は協力すべきことなど、森林の保全、持続可能な経営・開発の実現に向け国レベル、国際レベルで取り組むべき15項目の内容を規定している。
しんりん しゅるい 森林の種類	森林が、普通林（制限林以外の森林）のほか、国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区、保安林、保安施設地区などのいずれに該当するかを区分するもの。
しんりんせいび 森林整備	森林施業とそのために必要な施設（林道など）の作設、維持を通じて森林を育成すること。
しんりんせぎょう 森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林・保育・伐採などの一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
しんりんほほう 森林法	わが国林政における最も基幹的な法律（昭26法249）。明治30（1897）年に第1次、明治40（1907）年に第2次森林法が制定され、昭和14（1939）年の改定を経て、昭和26（1951）年に現行のものが制定された。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。
しんりんほぜん 森林保全	森林の機能を損なわないで人間の社会生活に有効に利用すること。例えば、立木を伐採する際に、治水機能の低下や自然景観の損壊を計算に入れるなど、森林を経済的に活用するとともに、その存在価値を低下させないようにすること。
しんりんりんぎょうきほんけいかく 森林・林業基本計画	政府が森林・林業基本法第11条第1項の規定に基づき策定する長期的計画。森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林資源整備、森林施業の各目標とその達成の方法が定められている。また林産物の供給及び利用について10年後の需給の見通しが行われている。
すいげんかんようきのう 水源涵養機能	渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給する働き。
せいかつかんきょうほぜんきのう 生活環境保全機能	強風、飛砂、塵埃、騒音など森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する働き。また、樹木の生物としての活動を通じて酸素を供給し、湿度を維持するなどにより、快適な生活環境を保全・形成する働き。
せいさんしんりんくみあい 生産森林組合	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合は、組合員の森林経営の一部（例えば、施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的とする。すなわち、組合員が、資本と労働と経営能力を提供し合っ、森林経営を行うものである。
せいちりょうりょう 成長量	一定期間の間に立木が成長した量で、通常の単位はm <sup>3</sup> /年。
せかいのうりんぎょう 世界農林業センサス	「経済統計に関する国際条約」に基づきFAO(国連食糧農業機関)の提唱によって、農林業の生産構造、農林業生産の基礎となる諸条件を10年に1度、農林水産省統計情報部が中心となって実施する調査。わが国は昭和25年の1950年世界農林業センサスから参加した。林業の参加は1960年センサスからである。林業の調査は林業事業体調査、林業サービス事業体調査及び林業地域調査に大別され、その結果は①林業調査報告書、②同（慣行共有編）、③市町村別統計書、④林家抽出集計報告書などとして刊行されている。
せぎょう 施業	目的とする森林を育てるための作業である「造林」「保育」「間伐」「伐採」といった一連の作業を実施すること。
せとうちしききこう 瀬戸内式気候	瀬戸内海地方に特有の気候。一年を通じ、温暖で乾燥していて、晴天の日が多く雨量が少ない。
せんい 遷移	ある群落（植物の集団を種類構成などで類型化したもの）が時間の経過とともに、別の群落へ変化していく現象のこと。
ぜんこくしんりんけいかく 全国森林計画	農林水産大臣が「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況などを勘案して、全国の森林につき、5年ごとに15年を1期として樹立する計画。森林・林業政策の推進方向を明らかにするとともに、地域森林計画の策定に当たっての基準を示すもの。
そうほんしょくぶつ 草本植物	木質繊維の発達が不十分で、小形で細い茎を持つ植物。木本植物に対する語。1年生のものが多く、多年生のものでも地上茎は通常1年ごとに枯死する。

用語	解説
森林管理区分 (ゾーニング)	森林管理区分とも言い、地形や土壌といった自然的条件や集約的な施業が可能となる経済的条件、生物多様性の保全といった観点から森林を区分したもので、地域のあるべき森林配置の目標となるもの。具体的なゾーニングは森林整備計画に定めている。
造林	現在ある森林に対し手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行うこと。あるいは、無立木地に新しく森林を仕立てること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。
素材	語義は未加工の原材料という意味である。木材の場合は丸太及び <sup>さまかく</sup> 杣角の総称。「素材の日本農林規格」では丸太については径により、杣角については幅により、大 (30cm以上)、中 (14~30cm未満)、小 (14cm未満) に区分している。なお、一般に素材を「原木」という。

## た行

第三・第四紀層	地球の歴史を主に生物の進化の過程を基に、区分したものを地質年代というが、そのうち、第三層は1500~500万年前、第四層は約200万年前以降を指す。
地域森林計画	森林法第5条の規定により、都道府県知事が全国森林計画に即して森林計画区別に民有林について5年ごとに10年を1期として樹立する計画。
地球環境保全機能	二酸化炭素の固定などの森林の働きが保たれることによって発揮される機能。ただし、属地性をもたない。
竹酢液	木酢液のうち、竹由来のもの。
治山事業	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して、水資源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図る事業のこと。山腹崩壊地、はげ山、浸食地や異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るための治山事業を復旧治山といい、荒廃危険山地の崩壊などを未然に防止するための治山事業を予防治山という。
治山施設	治山事業のなかで、山地の荒廃を復旧したり、山地の荒廃を未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物のこと。
稚樹	若芽から生長したばかりの樹木。小さくて若い木。
ツリーシェルター	シカなどの獣害から苗木を守るための筒状の資材のこと。
DX (デジタルトランスフォーメーション)	「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」ことを指す概念。スウェーデンのウメオ大学教授エリック・ストルターマンが平成16 (2004) 年に提唱した。林業分野においては、人工衛星や小型無人機ドローンで木の数や森林の境界などを調べ、データを活用するなど、先端技術を活用し、効率化・低コスト化につながる取り組みが期待されている。
天然林	人工林の対語で、主として天然の力によって造成された森林。天然林には、稚樹が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたもの (育成天然林) も含まれる。原生林が伐採や山火事などで破壊されたあとに自然に再生した森林を「二次林」という。
土石災害危険箇所	土石流危険溪流など、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などの総称。警戒避難体制を構築し土石災害による被害を防止するため、昭和41年度より調査を開始し制定された。
土石災害警戒区域	土石災害防止法に基づく土石災害警戒区域などのこと。土石災害 (急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り) が発生した場合、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地として県が指定する区域。

## な行

ナラ枯れ	真菌類の感染により、根や茎の水分の供給が悪くなって枯れる病害のこと。病名は「ナラ・カシ類萎凋病」と呼称される。カシノナガキクイムシが病原菌を媒介し、生立木を枯れさせる。
二次林	二次遷移により成立し、極相に至らない段階の森林のこと。

## は行

バイオマス産業都市構想	地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築を目的に、環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域のこと。バイオマス活用に関する関係府省 (内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) が共同で選定している。現在97市町村が選定されており (令和3年度選定地域を含む)、本市は平成27 (2015) 年に選定されている。
伐期	主伐が予定される時期。

用語	解説
ぼっさいあとち 伐採跡地	皆伐などにより伐採した跡地のこと。
ぼっさいとどけてせいで 伐採届出制度	森林法第10条の8に伐採の届出制が定められており、森林所有者などは地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）を伐採する場合、あらかじめ都道府県知事に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種などを記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならないことになっている。
ひょうそうほうかい 表層崩壊	斜面で発生する崩壊のうち、表層部分の土壌や風化した岩盤の一部が崩壊すること。対して、山腹斜面の表層の堆積土砂層だけでなく、深部の基岩（岩盤）部分を含む大きい斜面崩壊のことを深層崩壊と呼ぶ。
へいせい ねん がつごう 平成30年7月豪雨	平成30（2018）年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な雨量を記録した大雨。
ほあんりん 保安林	森林の保水機能を高める「水源涵養保安林」や、土砂の崩壊その他の災害を防備する「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、生活環境を保全・形成する「保健保安林」など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される17種類の森林。
ほいく 保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の成育を促すために行う下刈り、除伐などの作業の総称。
ぼうさいしせつ 防災施設	森林の水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防止機能などの維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るための治山施設など。
ぼうさいじゅうてん いけ 防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。
ほけんぶんかきのう 保健文化機能	文化的、教育的、保健休養的な諸活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然環境の維持、形成などを通じて、人間の精神的、肉体的な健康の維持、増進や資質の向上に寄与する働き。また、原生的な環境の保護、貴重な動植物の生息の場の保存などを通じて、森林生態系を構成する生物の遺伝子資源を保全するとともに学術の振興に寄与する働き。
<b>ま行</b>	
ど マサ土	花崗岩が風化した腐植の少ない黄褐色の砂土又は砂礫土（砂と石の混じった土）のこと。降雨による崩壊、土砂流出が激しい特性を持つ。
まつが 松枯れ	マツ材線虫病と呼ばれる伝染病であり、線形動物（線虫）であるマツノザイセンチュウにより、生立木を枯死させること。
まつ むし 松くい虫	森林害虫の一種。アカマツやクロマツなどに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる鞘翅目昆虫（キクイムシ科・ゾウムシ科・カミキリムシ科）の総称。現在、全国的に発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによるものである。
マツノザイセンチュウ	樹木の材部に生息する材線虫の一種。全国的に発生している松枯れは、この線虫が樹体に侵入して起こる。マツノマダラカミキリが媒介し、被害木は夏の終わりから秋にかけて急激に赤変し、枯死する。
りょう マテリアル利用	製材やエネルギー燃料といった従来の木材利用とは異なる分野で森林を活用すること。
みじゅくと 未熟土	土壌断面内で層位の発達が認められないか、あるいは非常に弱い土壌で、土層が薄いか、もしくは層位分化が進んでいない若い土壌。一般に腐植含量、粘土含量ともに低く、保肥力は低いが、排水性が良い。
みんゆうりん 民有林	森林の所有区分で国有林に対する語。民有林は①個人、会社・寺社など法人で所有する私有林、②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林に区分される。山地、傾斜地、海岸に主に分布している。
みりょうざい 未利用材	間伐などの森林整備の際に搬出されずに、そのまま林内や山土場（林内で一時的に木材を集積する広場のような場所）などに残された木材のこと。 経済産業省告示第139号における木質バイオマスの区分での「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用のバイオマス」は①間伐材、及び②森林経営計画の対象森林、保安林、国有林野施業実施計画の対象森林などから伐採・生産された木材を指す。
もくいく 木育	子供をはじめとするすべての人々が、木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動。 平成18（2006）年度9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において「木育」の促進が明記されている。
もくざいせいさんきのう 木材生産機能	健全な森林生態系の働きを通じて、木材、特用林産物、薬草、動物、林間作物、昆虫などを持続的に生産する働き。

用語	解説
もくざい もくしつ 木材(木質)チップ	木材を機械的に小片化したものをいう。主にパルプ、パーティクルボード(削片版)などの原料やバイオマス燃料として使用される。
もくしつ 木質バイオマス	バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のこと。中でも、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこずなどのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
もくしつ 木質ペレット	乾燥した木材を細粉し、圧力をかけて直径6~8mm、長さ5~40mmの円筒形に圧縮成形した木質燃料のこと。主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。
モントリオール・プロセス	温帯林及び亜寒帯林の保全及び持続可能な経営のための「基準・指標」の作成と適用を進める国際的な取組の1つで、カナダ、米国、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、豪州、ニュージーランド、中国、ロシア、韓国、日本の12カ国が参加している。平成6(1994)年から、「基準・指標」の作成と改訂、指標に基づくデータの収集、国別報告書の作成などに取り組んでいる。平成19(2007)年からは日本(林野庁)が事務局を務め、各国間の活動の企画調整などを行っており、現在7基準54指標。
<b>や行</b>	
ようざい 用材	製材用、パルプ・チップ用、合板用などとして利用される木材。薪炭材とシイタケ原木は含めない。
<b>ら行</b>	
らち 裸地	草本が生えておらず、岩や土がむき出しになっている土地のこと。
リモートセンシング	対象を非接触で計測・観測する技術であり、遠隔探査技術とも呼ばれる。広範囲の面的な森林情報を短期間に一定精度で把握することができ、観測装置(センサー)と観測装置を搭載する機器(プラットフォーム)の組み合わせによりさまざまな技術があり、それぞれ観測できる対象や事象が異なる。
りゅうもんがん 流紋岩	マグマが急速に冷えてできた岩石のうち、白っぽい石またはガラス質の石。シリカを多く含み、鉄やマグネシウムは少ないという特徴がある。しばしば流理と呼ばれる縞模様が見られる。
りんかん 林冠	森林生態系において、高木・亜高木の枝葉が分布する範囲のこと。
りんぎょうはくしょ 林業白書	森林・林業基本法第10条により、政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に関して講じた施策に関する報告並びに講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないとされており、これにより提出された報告を一般に林業白書とよんでいる。林業白書の第一回は、昭和40(1965)年(昭和39年度実績)第48回国会に出された。
りんちかいはつきよかせいど 林地開発許可制度	森林法第10条の2の規定に基づく民有林の開発行為の許可制度。1ha以上の森林の開発行為が都道府県知事の許可対象となっている。森林の有する公益的機能を確保し、土地の適正な利用を図ることを目的としており、周辺地域の保全など一定の基準が達成されない場合は許可がなされない。
りんどう 林道	木材を主とする林産物を搬出、あるいは林業経営に必要な資材を運搬するため、森林内に開設された道路の総称。広義では森林鉄道、索道、流送路、牛馬道、木馬道も含まれるが、現在では自動車道、軽車道を指し、一般には自動車道を指すことが多い。
りんしょう 林床	森林内の地表面のこと。
りんちざんざい 林地残材	樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉・抜根など、山から搬出されずに放置されているもの。
りんちたいちよう 林地台帳	平成28(2016)年度5月の森林法の一部改正において新たに創設された、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度に基づき整備されている台帳。森林の所在や登記簿上の所有者、実際の所有者、地籍調査や境界に関する調査の実施状況などが記載されている。
りんしゅ 林種	人工林、天然林、伐採跡地、原野、湿地、採石地、採土地などの区分。
りんぶん 林分	林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。
りんぼく 林木	林分を形成している樹木をいうが、狭義には林地に人工的に育成された樹木。または、計画的に保育されている天然林を含めた林分の樹木。
りんれい 林齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

用語	解説
れいきゅう 齡級	林齢を5年ごとに区切った呼称。1齡級は1～5年生、2齡級は6～10年生を指す。
れっせいぼく 劣勢木	林分の平均的な成長に比べて樹勢が弱く成長が遅れている樹木。そのため、周囲木から被圧を受け、ますます樹勢は衰える。その度合が強くなると枯死に至る。
るもう 路網	森林内にある、公道、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道の総称、またはそれを組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うために設置される。